

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」
の運用実績について

<目 次>

- 報告資料
- 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しに係るアンケート結果及び総務省の考え方

**「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」
の運用実績について**

平成21年8月6日
総務省総合通信基盤局

1 制定の経緯等

平成12年11月6日のIT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において取りまとめられた基本方針である「線路敷設の円滑化について」を受け、総務省、経済産業省及び国土交通省が協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日から「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を施行(告示)。

2 目的

認定電気通信事業者(以下「事業者」という。)による光ファイバ網の整備等の推進のため、設備保有者である電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者その他の公益事業者が保有する電柱・管路等の既存ネットワーク空間の提供に係る制度を整備することを目的としている。

3 主な内容

電柱・管路等の貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間、貸与の対価等、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱い方法等について規定。

4 その他

設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて、毎年4月1日に見直しを行うこととされている。

1 趣旨

設備使用の進展の程度等について把握するため、電柱・管路等の貸し手・借り手双方に対して実施。

2 調査概要

【貸し手側】

1) 調査対象

- ① 電気通信事業者…自ら線路設備を設置するために電柱・管路等を保有する主要事業者（7事業者）
- ② 電気事業者…一般電気事業者（10事業者）
- ③ 鉄道事業者…日本民営鉄道協会（16事業者）、JRグループ（7事業者）

2) 調査内容

- ① 標準実施要領（ガイドライン第13条の規定に基づく標準実施要領）の作成状況
- ② 設備の調査申込みの申請を受けた件数（平成20年1月1日～平成20年12月31日）
- ③ 設備の使用申込みの申請を受けた件数（平成20年1月1日～平成20年12月31日）
- ④ 貸与件数（平成20年1月1日～平成20年12月31日）
- ⑤ 拒否件数の理由別内訳（平成20年1月1日～平成20年12月31日）
- ⑥ 認定電気通信事業者から受けた苦情・要望（平成20年1月1日～平成20年11月30日）
- ⑦ 自主的改善措置
- ⑧ 調査対象事業者からの意見・要望

【借り手側】

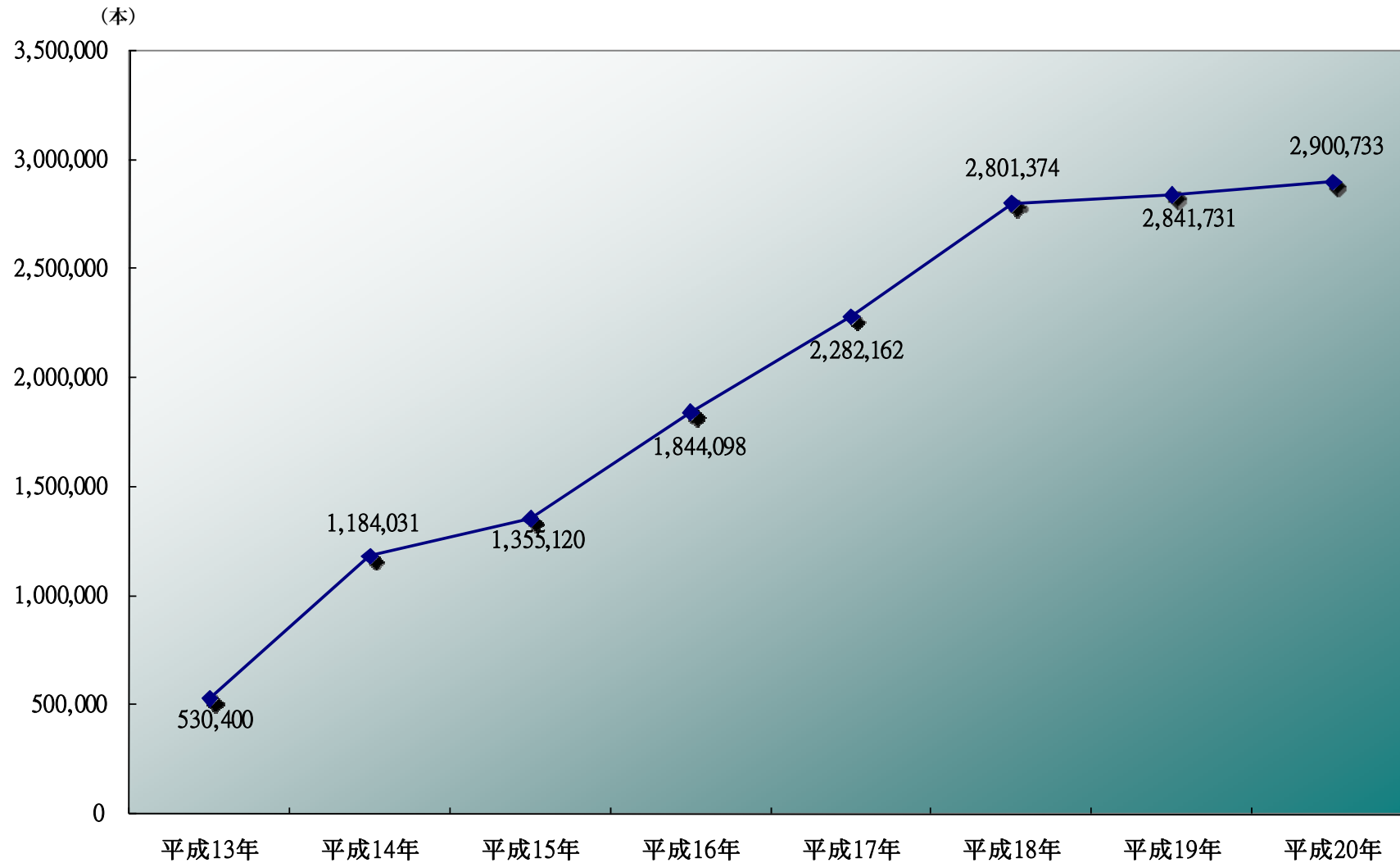
1) 調査対象

- 電気通信事業者…自ら電気通信回線設備を設置する電気通信事業者すべて（59事業者から回答）

2) 調査内容

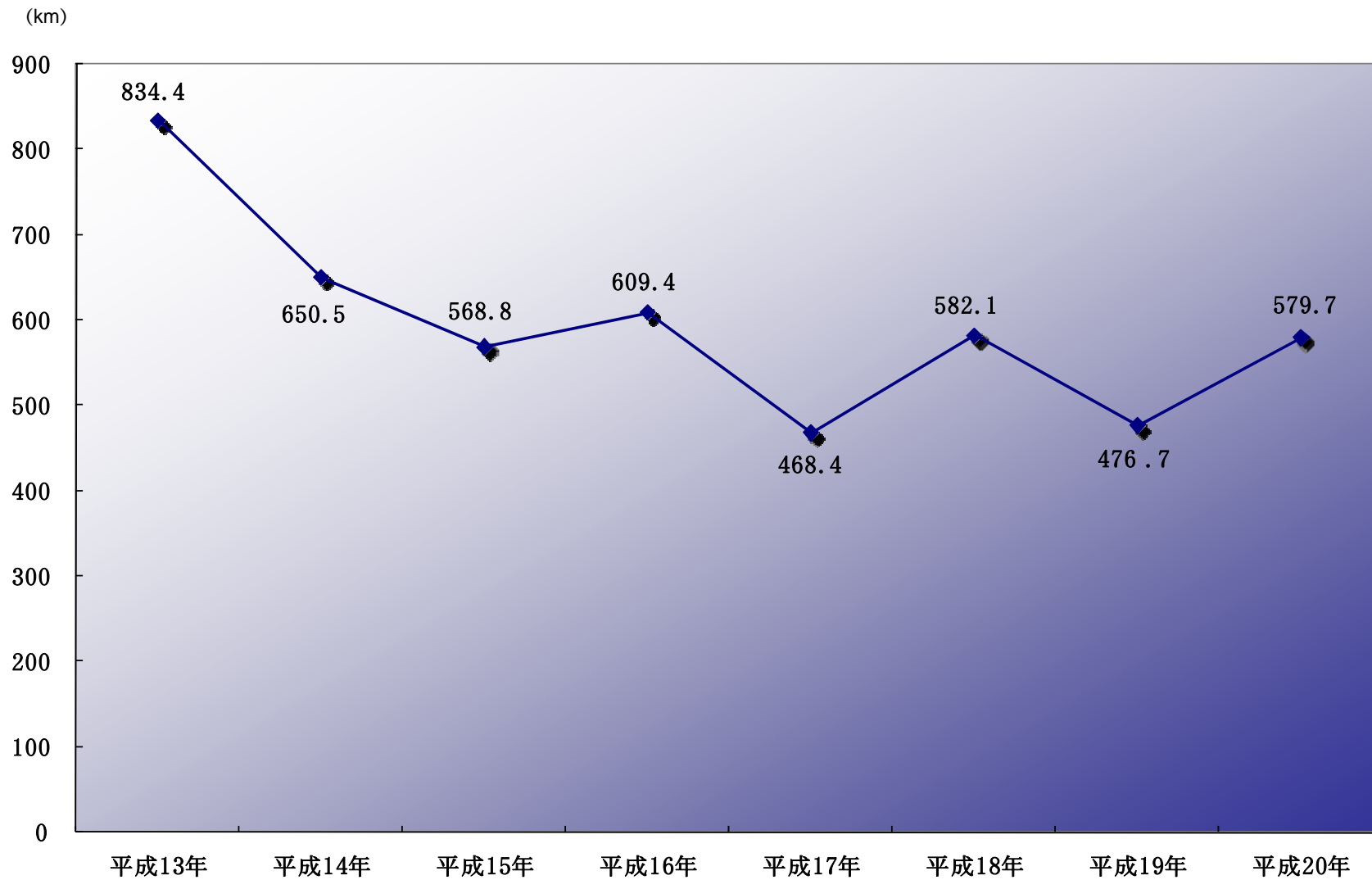
- ① 電柱・管路等の使用に関する要望等
- ② 参考（これまで設備の提供を受けた実績）

1 電柱の新規貸与本数の推移



※ 平成13年については平成13年4月1日～11月30日、平成14年については平成13年12月1日～平成14年12月31日の間の実績値を示している。

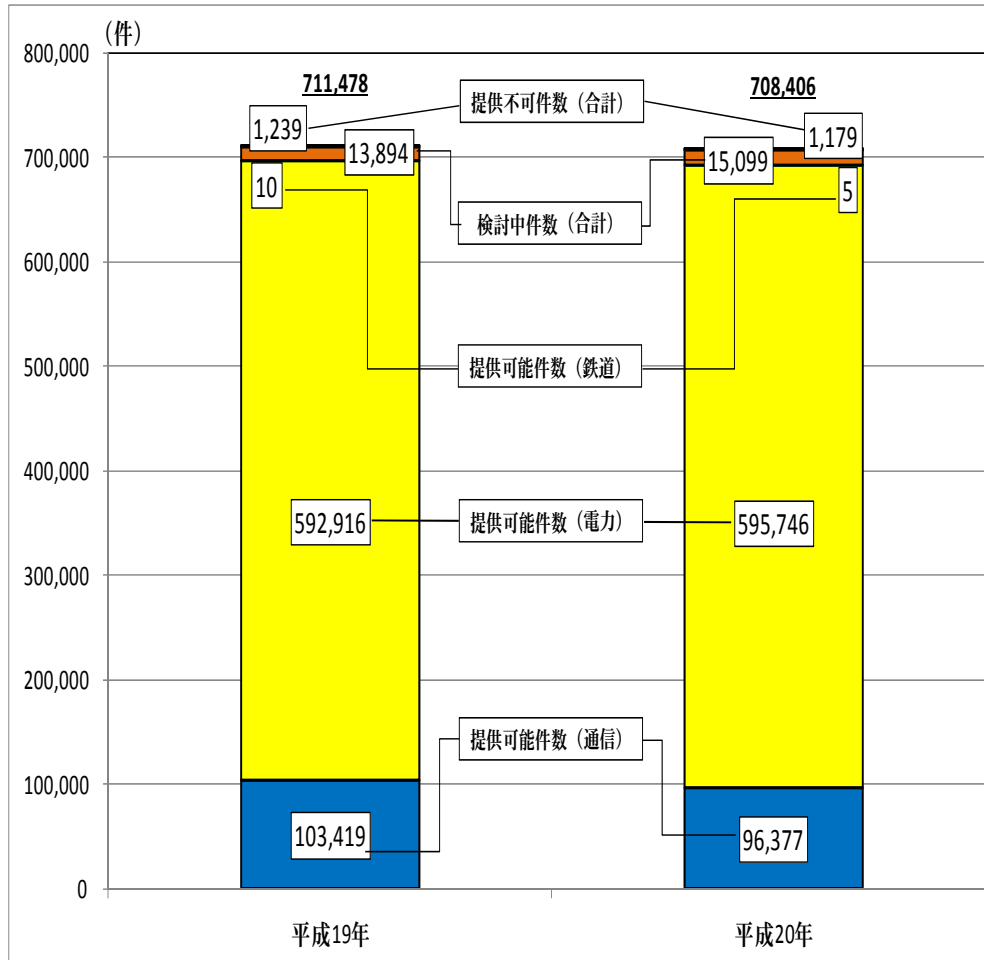
2 管路等(とう道・ずい道含む)の新規貸与距離の推移



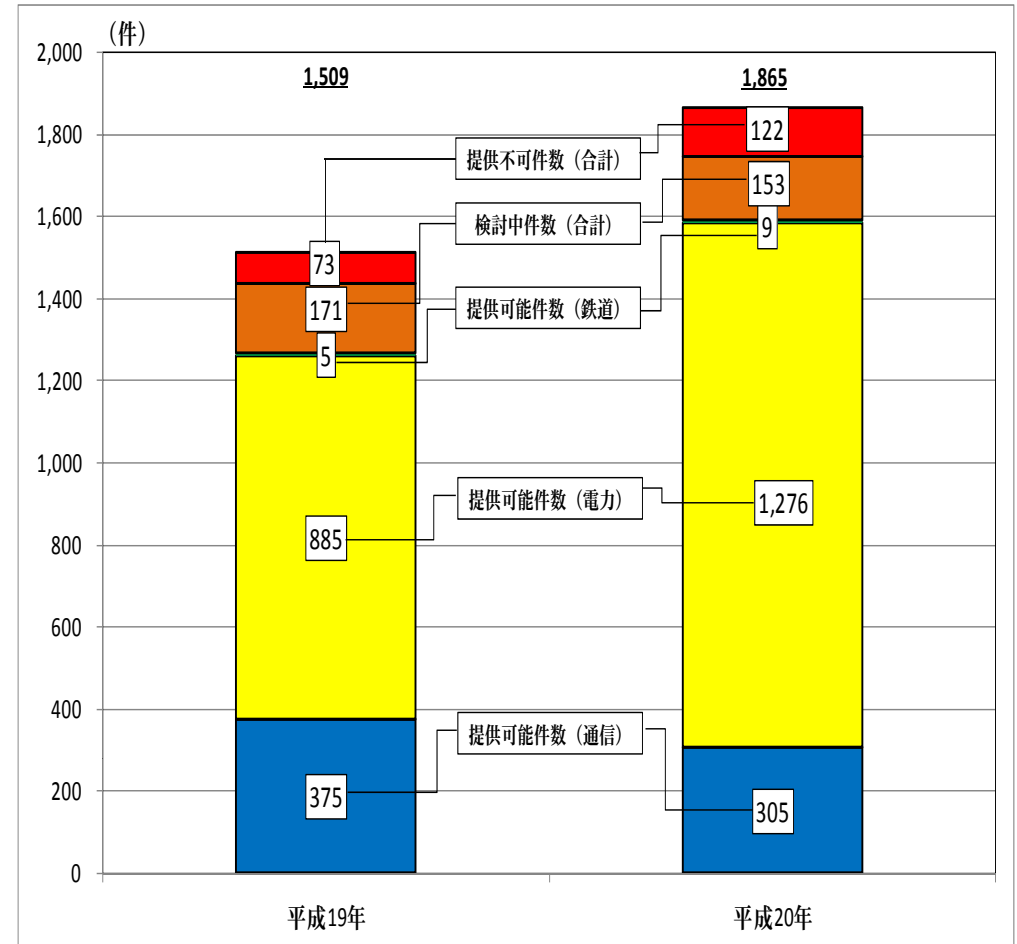
※ 平成13年については平成13年4月1日～11月30日、平成14年については平成13年12月1日～平成14年12月31日の間の実績値を示している。

参考1 調査申請※状況

【電柱】



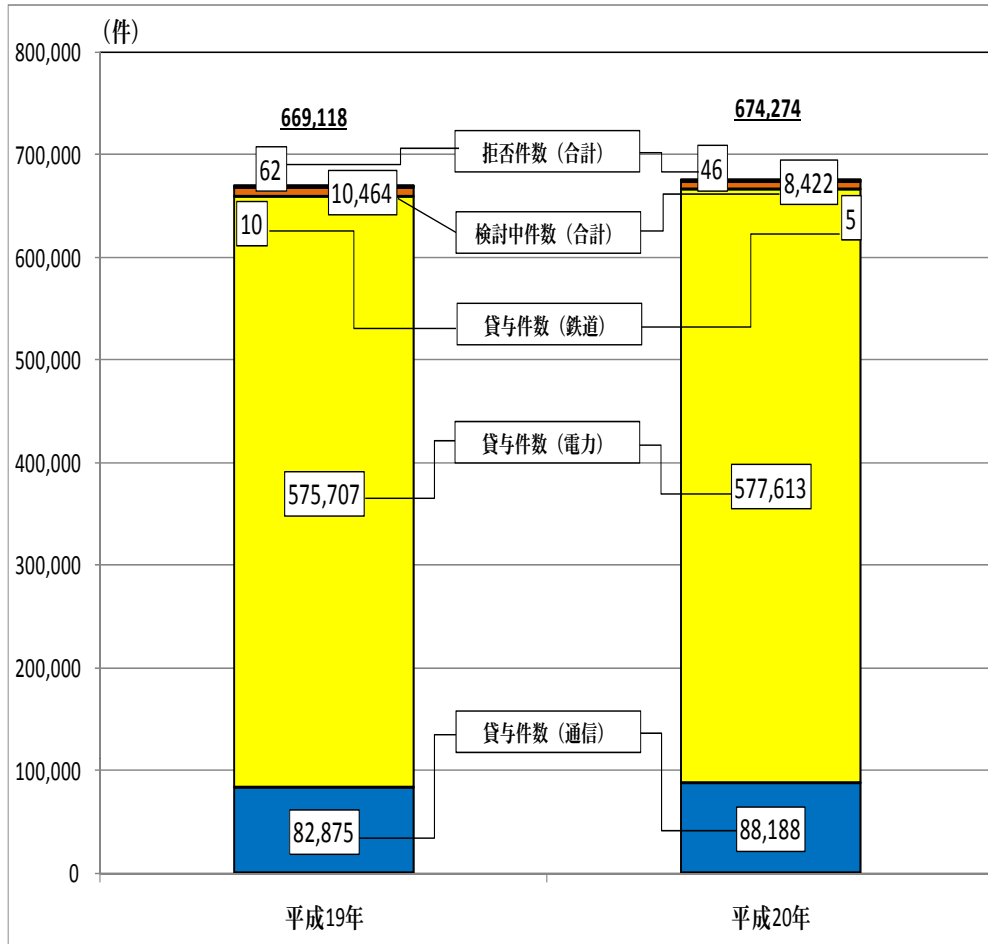
【管路等】



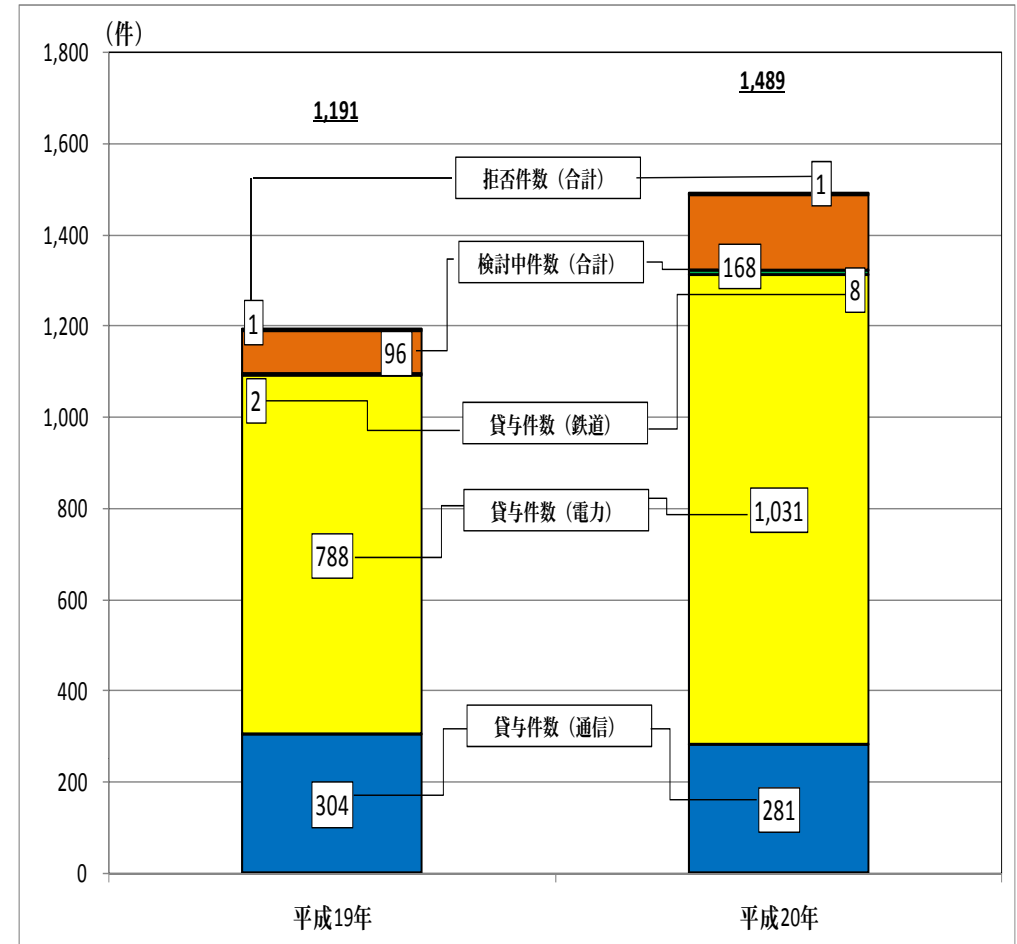
※ 各年1月1日から12月31日までの間に、認定電気通信事業者から電柱及び管路等に係る利用可否の調査申込を受けたもの

参考2 申請※状況

【電柱】



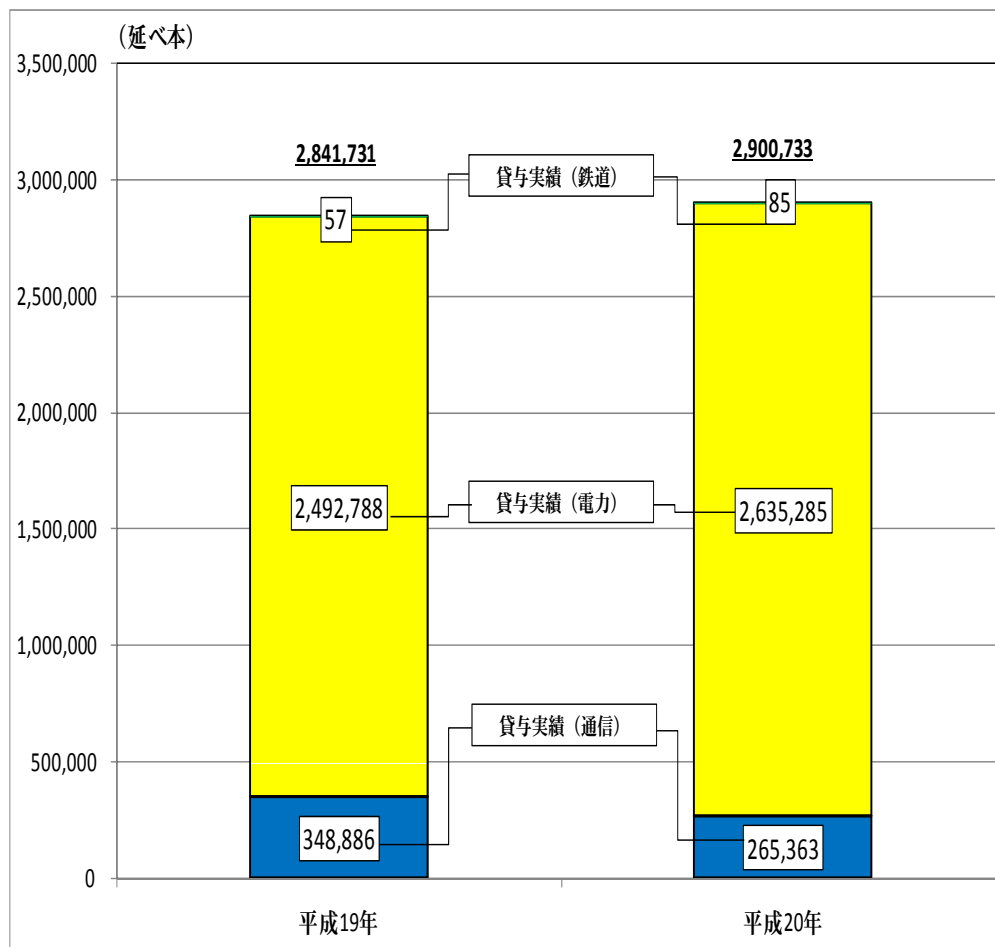
【管路等】



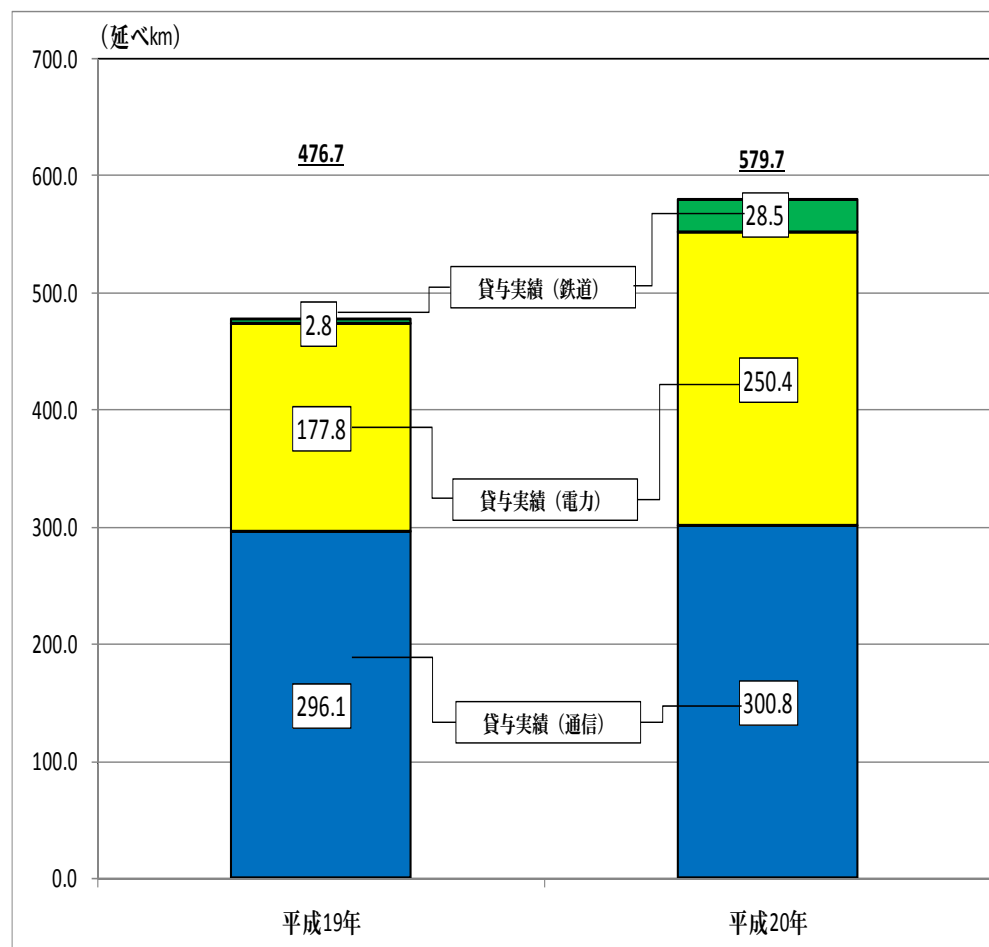
※ 各年1月1日から12月31日までの間に、認定電気通信事業者から電柱及び管路等に係る利用申込を受けたもの

参考3 貸与実績※

【電柱】



【管路等】



※ 各年1月1日から12月31日までの間に、認定電気通信事業者から電柱及び管路等に係る利用を認めた延べ電柱本数及び延べ管路距離

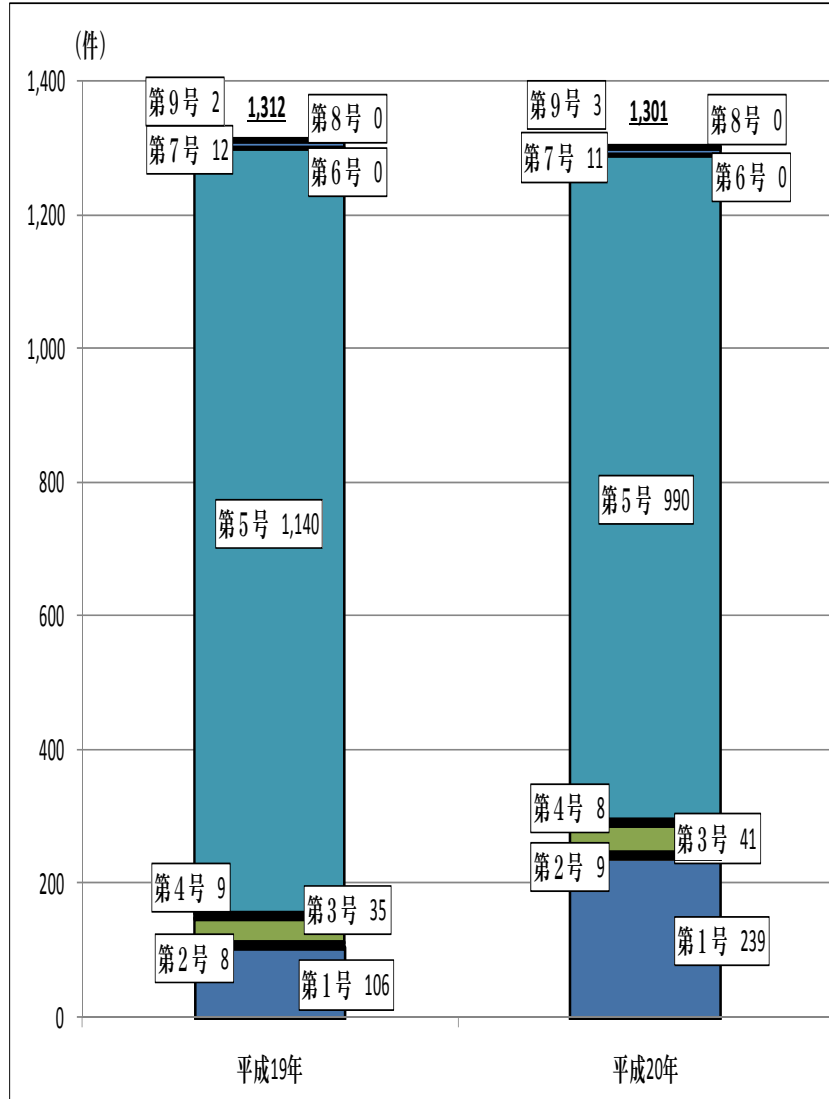
実態調査の結果（6）

参考4 実績データ（平成20年1月～平成20年12月(括弧内は平成19年1月～平成19年12月)までの実績値)

	電 柱						管 路 等（ずい道・とう道含む）					
	調査申請状況		申請状況		貸与実績		調査申請状況		申請状況		貸与実績	
通信	提供可能件数	96,377件 (103,419件)	貸与件数	88,188件 (82,875件)	提供事業者数(延べ)	236者 (245者)	提供可能件数	305件 (375件)	貸与件数	281件 (304件)	提供事業者数(延べ)	53者 (63者)
	検討中件数	2,478件 (3,980件)	検討中件数	0件 (2件)			検討中件数	23件 (23件)	検討中件数	0件 (4件)		
	提供不可件数	1,018件 (1,086件)	拒否件数	0件 (0件)	貸与本数(延べ)	265,363本 (348,886本)	提供不可件数	19件 (6件)	拒否件数	0件 (0件)	貸与距離(延べ)	300.8km (296.1km)
	小計	99,873件 (108,485件)	小計	88,188件 (82,877件)			小計	347件 (404件)	小計	281件 (308件)		
電力	提供可能件数	595,746件 (592,916件)	貸与件数	577,613件 (575,707件)	提供事業者数(延べ)	407者 (374者)	提供可能件数	1,276件 (885件)	貸与件数	1,031件 (788件)	提供事業者数(延べ)	41者 (49者)
	検討中件数	12,621件 (9,914件)	検討中件数	8,422件 (10,462件)			検討中件数	130件 (147件)	検討中件数	168件 (91件)		
	提供不可件数	161件 (153件)	拒否件数	46件 (62件)	貸与本数(延べ)	2,635,285本 (2,492,788本)	提供不可件数	103件 (67件)	拒否件数	1件 (1件)	貸与距離(延べ)	250.4km (177.8km)
	小計	608,528件 (602,983件)	小計	586,081件 (586,231件)			小計	1,509件 (1,099件)	小計	1,200件 (880件)		
鉄道	提供可能件数	5件 (10件)	貸与件数	5件 (10件)	提供事業者数(延べ)	4者 (5者)	提供可能件数	9件 (5件)	貸与件数	0件 (2件)	提供事業者数(延べ)	7者 (2者)
	検討中件数	0件 (0件)	検討中件数	0件 (0件)			検討中件数	0件 (1件)	検討中件数	0件 (1件)		
	提供不可件数	0件 (0件)	拒否件数	0件 (0件)	貸与本数(延べ)	85本 (57本)	提供不可件数	0件 (0件)	拒否件数	8件 (0件)	貸与距離(延べ)	28.5km (2.8km)
	小計	5件 (10件)	小計	5件 (10件)			小計	9件 (6件)	小計	8件 (3件)		
全体	合計件数	708,406件 (711,478件)	合計件数	674,274件 (669,118件)	合計事業者数	647者 (624者)	合計件数	1,865件 (1,509件)	合計件数	1,489件 (1,191件)	合計事業者数	101者 (114者)
					合計本数	2,900,733本 (2,841,731本)					合計距離	579.7km (476.7km)

実態調査の結果（7）

参考5 提供不可件数(事由別) (平成20年1月～平成20年12月(括弧内は平成19年1月～平成19年12月)までの実績値)



提供不可事由 (ガイドライン第3条第1項)	通信		電力		鉄道		合計
	電柱	管路等	電柱	管路等	電柱	管路等	
第1号 (設備に空きが無い場合)	82件 (5件)	13件 (3件)	47件 (41件)	97件 (57件)	0件 (0件)	0件 (0件)	239件 (106件)
第2号 (設備所有者が使用する予定がある場合)	0件 (0件)	6件 (2件)	0件 (0件)	3件 (6件)	0件 (0件)	0件 (0件)	9件 (8件)
第3号 (設備の改修移転の計画がある場合)	16件 (8件)	0件 (0件)	23件 (25件)	2件 (2件)	0件 (0件)	0件 (0件)	41件 (35件)
第4号 (電柱の地中化計画がある場合)	0件 (0件)	0件 (0件)	8件 (9件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	8件 (9件)
第5号 (技術基準に適合しない場合等)	919件 (1,073件)	0件 (0件)	70件 (67件)	1件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	990件 (1,140件)
第6号 (過去に使用条件に係る契約不履行等があった場合)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)
第7号 (関係法令に適合しない場合等)	1件 (0件)	0件 (1件)	10件 (9件)	0件 (2件)	0件 (0件)	0件 (0件)	11件 (12件)
第8号 (第6号以外に過去の契約不履行等があった場合)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)
第9号 (公益事業の遂行に支障がある場合)	0件 (0件)	0件 (0件)	3件 (2件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	3件 (2件)

参考6 ガイドラインに関する関係事業者の主な意見・要望

（1）具体的なガイドライン改正を求める意見

意見	総務省の考え方
<p>列車の安全・正確な運行を最優先とする鉄道事業者への影響、鉄道事業者の設備のニーズがないこと等を踏まえ、鉄道事業者をガイドラインの対象から外す等の措置を講じるべき。（鉄道事業者）</p>	<p>列車の安全・正確な運行を阻害するような場合には、現行ガイドラインの貸与拒否事由に基づき、設備の貸与拒否は可能。鉄道事業者についても一定の貸与実績が継続的に認められることから、引き続き鉄道事業者をガイドラインの対象とすることが適当。</p>
<p>標準期間を無視して、設備利用者の都合で設定した期日までに回答を求められる。設備利用者は標準的期間等に十分配慮して利用申込みを行うべき。（電力事業者）</p>	<p>ガイドライン第2条第1項で標準期間を2ヶ月間と定めており、具体的な事案については、当事者間で協議していただくことが適当と考える。 なお、設備利用者は、設備所有者の事務作業に配慮して申込をすることが望ましい。</p>
<p>設備利用者は、承諾回答書を遵守して施工すべきである。また、「事業者は設備保有者からの改修指示に対して速やかに（または〇ヶ月以内に）対応する」旨を明記してほしい。（電力事業者）</p>	<p>具体的な事案については、当事者間で協議していただくことが適当と考える。 なお、改修指示に対しては速やかに対応がされることが望ましい。</p>
<p>電柱・管路等の貸与実績は着実に進展しており、制度そのものが定着しつつあり、ガイドラインを毎年見直す必要はない。（電力事業者）</p>	<p>現在の調査内容は、線路敷設の円滑化の状況を把握する上で不可欠なデータであり、ガイドラインの実効性を担保していく上で、継続的に設備の貸与実績等を把握し、これに基づきガイドラインの見直しを行っていくことは今後とも必要と考える。</p>
<p>設備保有者の考え（方針）で左右されることなく、一束化敷設、単独敷設、腕金敷設の優先順位等、設備使用の条件をガイドラインで定めるべき。（電気通信事業者）</p>	<p>エリアごと、設備保有者ごとに状況が異なることから、すべての設備保有者に共通的に適用されるルールとして、ガイドラインに規定することは適当ではないと考える。</p>

参考6 ガイドラインに関する関係事業者の主な意見・要望

(2)その他意見・要望

①設備保有者側からの意見・要望

意見・要望	総務省の考え方
設備保有者側の手続を考慮した、時間的余裕をもった申込みの実施	ガイドラインでは、調査回答期間は原則として2か月以内と定めている。まずは事業者間で協議いただく事項と考えるが、設備保有者側の事務作業にも配慮した上で、申込がされることが望ましい。
設備保有者が定める技術基準の遵守、設備利用者と土地所有者間での適切な調整の実施	いずれもガイドラインに規定しており、ガイドラインを踏まえ、設備利用者で適切な対応がされることが望ましい。

②設備利用者側からの意見・要望

意見・要望	総務省の考え方
提供の可否の回答、設備使用開始までの期間の短縮	一般論としては、可能な限り期間を短縮することが望ましいが、調査回答期間の原則を定めるガイドラインも踏まえ、まずは事業者間で協議いただくことが適当。
設備使用手続の更なる簡素化 申請書類等の各事業者間の統一化、簡素化	設備使用手続の簡素化については、平成19年4月のガイドライン改正で新たに規定を設けたところ。今後とも運用の実態等を注視してまいりたい。
設備保有者が定める技術基準の緩和	ガイドラインでは、設備保有者の技術基準に適合しない場合には、設備貸与を拒否し得ることとしているところ。技術基準の内容については、基本的に設備保有者が最もよく把握していると考えられ、まずは事業者間で協議いただくことが適当。
貸与の対価の引き下げ	ガイドラインでは、公正妥当な方法により算定を行うことを規定している。同項を踏まえ、まずは事業者間で協議いただくことが適当。

- 電柱等の新規貸与実績は引き続き一定水準以上を確保している。
（今回の調査では、提供不可件数が前回調査と同様の水準であったことから、件数及び理由について、今後も注視していくこととする。）
 - ガイドラインの改正を求める意見も見られたが、いずれも既に現行規定において担保されているなど、直ちに改正の必要性があるものとは認められない。
- 以上を踏まえ、平成20年度はガイドラインの改正は行わないこととした。

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しに係るアンケート結果及び総務省の考え方

I 具体的なガイドライン改正を求める意見・要望

アンケートでの意見・要望	総務省の考え方
<p>1 基本的な考え方(第1条)</p> <p>管路等の利用方法については、鉄道事業の最大の使命である列車の安全・正確な運行を阻害しないよう、鉄道事業者自身が長期的な視点から責任を持って判断すべきものであり、ガイドラインにより制約を受けることは、事業の運営に重大な影響を与えるおそれがあると考えます。</p> <p>また、ガイドライン制定以降8年間、利用申請は1件もない。</p> <p>安全確保を最優先とする鉄道事業への影響、及びニーズが全くない実態を踏まえ、鉄道事業者をガイドラインの対象から外すなどの措置を講じていただくよう強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【鉄道事業者】</p>	<p>鉄道事業者が電気通信事業者に対し管路等を貸与することによって、列車の安全・正確な運行を阻害するおそれがあるような場合には、第3条の「貸与拒否事由」に基づき、当該貸与を拒否することが可能である。</p> <p>なお、鉄道事業者についても一定の貸与実績が継続的に認められるところであり、鉄道事業者を引き続きガイドラインの対象とすることが適当であると考えます。</p>
<p>2 調査回答期間等(第2条)</p> <p>大量の申込であるにもかかわらず、ガイドラインに沿った標準期間に関係なく、申込者のサービス開始日にあわせた回答を求められ、承諾を急がされるケースが多く、対応に苦慮している。利用者は、施工予定までに余裕を持った申込をすべきである。このため、ガイドラインに「通信事業者は、使用開始時期や、設備保有者の定める標準的期間に十分配慮し、利用申込みをする」ことを明記されたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第2条第1項において、調査回答期間は原則2か月以内と定めているところであり、具体的な事例に関しては、本項を踏まえ、関係者で協議していただき、円滑な業務実施を図ることが適切であると考えます。</p> <p>なお、設備保有者の事務作業等にも配慮した上で、申込み等がされることが望ましく、御意見は、関係団体を通じて、設備利用者に伝えることとした。</p>

3 定型的かつ反復して行われる設備使用の申込み(第3条の2)	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>設備使用の申込み手続きの簡素化および効率化については、ガイドラインに明文化されているものの事業者の負担は大きいため、更に簡素化となるような仕組みを構築して頂きたい。</p> <p>(設備保有者の標準実施要領によって、提出書類、記載内容も若干異なるため、提出書類等までガイドラインにて決めて頂きたい。)</p> <p>【理由】</p> <p>① 平成19年4月の改正時に同事項が盛り込まれたが、設備保有者によっては標準実施要領を含め、改善がみられないため。</p> <p>② 申請書の記載内容および完了後の提出資料への記載内容が、他事業者の既設添架線状況も記載するため、作成業務に時間を要している。</p> <p>③ 申請方法および記載内容(添付書類)が、同じ設備保有者の窓口によって異なる場合があり、社内の業務効率に支障をきたしている。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>具体的な簡素化項目等に関しては、第3条の2を踏まえ、まずは関係の事業者間で協議いただいた上で、検証を進めて頂くべき事項であると考えているが、総務省としても、今後ともガイドラインの運用実態等を注視してまいりたい。</p> <p>なお、御意見に関しては、関係団体等を通じて設備保有者に伝えることとしたい。</p>
4 設備の使用に当たっての遵守事項(第10条)	
<p>申込時と異なる施工をされていることが検査時に発見され、改修を指示する場合がある。まず、承諾回答書に記載する指示事項および技術基準等を遵守して施工すべきである。また、改修指示に対して速やかに対応すべきである。事業者の速やかな改修実施については、現在、設備保有者から個別に依頼するしか方法が無いため、ガイドライン上に、「事業者は設備保有者からの改修指示に対して速やかに(または〇ヶ月以内に)対応する」旨を明記してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>具体的な事案についての対応については、まずは関係の事業者間で協議していただく事項と考える。</p> <p>なお、一般的には速やかに対応がされることが望ましいところであり、関係団体を通じて、設備利用者に伝えることとしたい。</p>

5 見直し(附則第2条)	
<p>これまでのガイドラインの見直しにより内容の充実は図られており、また見直しに伴う調査には多大な労力を要するため、毎年改正する必要性はないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>ガイドラインの実効性を担保していく上で、毎年継続的に設備の貸与実績等を把握し、これに基づきガイドラインの所要の見直しを行っている。</p> <p>なお、ガイドラインの改正はあくまで必要と認める場合に行うものであり、毎年改正することを予定するものではない。</p>
6 その他	
<p>第三者から、電気通信事業者の設備に関する苦情等で、電気通信事業者の連絡先について問合せがある場合、個人情報として、その都度弊社が第三者と電気通信事業者の間に立ち連絡の取り合いを行っているが、手間がかかり、苦情が弊社におよぶ場合がある。電柱所有者が電柱設備保守上必要と判断した場合は、電気通信事業者の連絡先を開示できるようガイドラインに織り込んでいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第10条第4項のとおり、事業者は、事業者の責に帰すべき事由により第三者との間に争いが生じた場合は、事業者の責任と負担により処理するものとされているところ。</p> <p>必要に応じて、関係法令に抵触しない限り、事業者の連絡先を開示することについては、現行の規定においても問題はないと考えられる。</p>
<p>電柱・管路等の貸与状況の調査については、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン附則第2条」に基づき協力するよう規定されていますが、過去並びに今回の調査については、資料提出までの期間が短いこと等から対応に苦慮する状況にあります。</p> <p>また、電柱・管路等の貸与実績は着実に増加しており、制度そのものが定着しつつあると考えております。このため、① 調査自体の取止め もしくは、調査を継続する場合、② 資料提出期限の延長③ 一定期間の調査への代替（調査対象期間の短縮）など事務負担の軽減についてご配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>現在の調査内容は、線路敷設の円滑化の状況を把握する上で不可欠なデータであると考えている。従前からの御意見を踏まえ、昨年調査より、1年間の電柱・管路等の貸与実績については、資料提出期限を約1か月延長しており、設備保有者の事務負担の軽減にも配慮しているところ。</p> <p>ただし、調査内容については引き続き所要の見直しを行っていく考えである。</p>

【御意見・御要望等】

設備保有者の考え（方針）で左右されることなく、一束化敷設、単独敷設、腕金敷設の優先順位等、設備使用の条件をガイドラインで定めて頂きたい。

【理由】

- ① 電柱設備の主な保有者は、電力会社とNTTであるが、相互の設備が混在している状態にもかかわらず、電力の考えでは一束化敷設を優先し、NTTの考えでは単独敷設が優先され、設備保有者の考えが異なることにより、手続きが煩雑となり、場合によっては、工事ができないことになる。
- ② 長野地区の場合、電柱設備への支線取り付けは、電力会社、NTT西日本は、それぞれの保有設備への支線の取り付けを行うが、NTT東日本においては利用申し込み事業者が行い、取り扱いが異なり煩雑となっている。
(NTT内においても同様な扱いにして頂きたい。)

【電気通信事業者】

エリアごと、設備保有者ごとに状況が異なることから、すべての電柱設備所有者に共通的に適用されるルールとして、ガイドラインに規定することは適当ではないと考える。

総務省としては、今後のガイドラインの運用実態を注視して参りたい。

II その他意見・要望

アンケートでの意見・要望	総務省の考え方
<p>1 基本的な考え方(第1条)</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>電柱所有者の関連会社も同等の取扱いをすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>利用料等で不平等であるから。(共架未把握のため)以前強度不足と判定された電柱に共架されているから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第1条第3項第2号において、設備の提供に当たっての無差別性の原則を規定している。</p> <p>御意見の内容については、関係団体等を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>事業者の設備使用の条件および手続きは、事業者が設備保有者であるか否かの如何に問わず、同一にすることを規定して頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>① 電力会社およびNTTとの相互の利用は、通信事業自由化以前に締結された設備保有者同士の協定に基づき行われているが、他の事業者の手続きと異なっており、競争条件が不公平であるため。</p> <p>② NTTは、お客様申込時に提供日を提示できるが、事業者は許可を待ってから、お客様に対し提供可否および提供時期をお知らせすることになるため、獲得競争において大きな不利を強いられている。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	

2 調査回答期間等(第2条)		
<p>申込前に事業者とお客さまでサービス開始日を取り決める等した上で共架申込みがあり、期限付きで早急に承諾回答を求められる場合がある。電柱の改修工事を伴う場合、審査に加えて請求金額の算定・工事の行程調整等も発生するため、対応に苦慮しているため、申込本数の多少にかかわらず、期限に余裕をもった申込みをしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第2条第1項において、調査回答期間は原則2か月以内と定めているところであり、具体的な事例に関しては、本項を踏まえ、関係者で協議していただき、円滑な業務実施を図ることが適切であると考えます。</p> <p>なお、設備保有者の事務作業等にも配慮した上で、申込み等がされることが望ましく、御意見は、関係団体を通じて、設備利用者に伝えることとしたい。</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>申請から契約締結にかかる時間を短縮すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>手続に時間がかかり、公正な競争とならないため。</p> <p>【備考】</p> <p>N T T 東京西支店の場合、添架～個別契約書締結まで30日。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第2条第1項において、調査回答期間は原則2か月と定めているところである。</p> <p>その枠内において要する具体的な検討期間の合理性や短縮の可能性に関しては、まずは関係者において協議・検証していただくのが適切であると考えます。</p> <p>なお、一般的には、回答期間等は可能な限り短縮することが望ましいところであり、御意見の内容については、関係団体等を通じて、設備保有者に伝えるとともに、ガイドラインの運用実態等に関し引き続き注視してまいります。</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>申請の簡素化と期間の短縮。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請から許可まで2～3ヶ月かかる為、顧客にサービスを提供するのに時間がかかる。 ② 電子申請でも書類提出が必要であり、電子申請のみの簡素化を希望。 ③ 申請に対して、複数回同様の書類提出を行う必要がある。 <p>【備考】</p>		

<p>① 各地域共通 ② 同上 ③ 同上</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>申請後の回答を迅速化すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>お客様から急ぎの申し込みがあった場合対応ができない為。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>電柱申請から許可までの期間を明確にすべきである。できれば短縮していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>電柱所有者、申請窓口事業所により許可までの期間が一定でない。施設建設計画がこの電柱使用許可次第となり、スムーズに施設建設が実施できない。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>電柱共架申請は電柱管理者（東電、NTT）との協定締結が出来るようにし、工事後の申請でも可となるようにすべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>共架申請から許可までの期間が長く、新規分譲住宅地等の新規加入希望者を待たせることとなり、引き込み工事前にキャンセルとなるケースが多々あるから。</p> <p>【備考】</p> <p>申請の簡素化、期間の短縮が必要と思います。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

<p>【御意見・御要望等】</p> <p>幹線・ＴＯラインの共架と引き込み線の共架については手順を分け、引込線については極力即ＯＫを出すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>引込線の許可に時間がかかると、加入希望者は待ち切れずアンテナを上げたり別通信事業者に入り、ＣＡＴＶ加入がキャンセルとなる可能性が大きいから。</p> <p style="text-align: right;">【ＣＡＴＶ事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>設備保有者は、不承諾（計画改修箇所、改修時期等）の情報を事業者へ可能な限りで事前に情報提供して頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>申請後に承諾・不承諾の回答を受けるため、お客様への提供時期および可否を早期にお伝えできない。また、不承諾の場合は、設計変更・申請の再提出が伴い、更にお客様への提供時期が遅くなる。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>回答を迅速にいただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>早急な工事対応が必要となる場合があるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>電柱を電力会社・ＮＴＴ東西から借りる際の契約事務から工事許可までの時間を短縮して欲しい。</p> <p>【理由】</p> <p>① 事務手続きに多くの時間を要し、顧客の希望納期と乖離があるから。 ② 電柱借用の許可後に発生する道路管理者及び関係各所との許認可・事務手続きに時間を要するから。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	

<p>【御意見・御要望等】</p> <p>設備使用開始までの期間を少しでも短縮すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>特に新築現場等では、入居日に間に合わないとTVが視聴できないことになり、お客様に迷惑をかけてしまうから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>(申請手続き～許可～設備利用可能な状態まで)を短縮・簡素化すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>昨今、宅地開発など建築物の竣工が早く、設備提供の設備利用可能な状態まで待つケースが多いため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>設備提供までの期間短縮すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>お客様へのサービス提供に影響がでるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>新規電柱申請から共架許可までに要する時間が掛かり過ぎ、営業活動に支障が出ており是正していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>電力柱の共架にあたってはNTT以外自社腕金設置が認められておらず、電柱管理者の腕金設置を待たなくてはならない。また、腕金設置予定日を照会しても明確な回答が得られず、腕金設置完了通知がタイムリーに行われていない。通知手段（メール・書面）も支社毎に異なる。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

【御意見・御要望等】

電力会社柱の事業者に対する貸出しを判定する為の調査期間の短縮と調査結果に伴う改修工事の工期短縮をお願いしたい。

【理由】

上記同様、顧客の希望納期に間に合わないから。

【備考】

トランス高上げ工事等。

【電気通信事業者】

【御意見・御要望等】

電力柱への共架申請手続きのなかで引込線の共架の場合でも、調査回答が来て電力会社側で改修工事が必要になる事例の場合、CATV側が共架可能になるまでに時間がかかりすぎる。もっと短期間で共架可能にすべきである。

【理由】

電力会社側で支線設置・トランス高揚げ等の改修工事を行っていただくのであるが改修工事に時間がかかりすぎる（約2か月）CATV加入希望者は当然2か月も待ってもらえず、加入キャンセルとなった。加入希望者が起因となる引き込み線の共架については極力短期間での許可をお願いしたい。CATVに加入を希望するお客様は1、2週間程度しかお待ちいただけないケースが多い、加入までに時間がかかると別の通信事業者に行ってしまうたり、アンテナを設置してCATV加入がキャンセルされてしまうから。

【CATV事業者】

【御意見・御要望等】

電力会社に依頼する工事に関して工期を短縮して頂きたい。

【理由】

設備保有者工事に時間を要する予定のため。

【電気通信事業者】

<p>【御意見・御要望等】 装柱工事の期間短縮。</p> <p>【理由】 装柱材は東京電力施工であり、申請から完工まで非常に時間がかかる。</p> <p>【備考】 東京電力のみ。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 支障移転発生時には優遇措置をとって頂きたい。</p> <p>【理由】 場合によっては申請関係が間に合わない可能性があるため。</p> <p>【備考】 審査や許可の期間を短縮する等。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	

3 貸与拒否事由等(第3条)		
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>N T T 地域殿の管路開放につきましては、最大限、設備開放していただけるよう柔軟な対応についてご検討をお願いします。</p> <p>【理由】</p> <p>設備管理事業者では計画及び予備用として管路を留保しているのは理解しております。しかし、設備開放の制限がN C Cにとっての事業機会の主要制約となることがあります。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第3条第1項において、設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、貸与拒否事由に該当しない限り、設備を貸与すべきこととされている。</p> <p>個別の貸与拒否についての合理性に関しては、同項を踏まえ、関係の事業者間で協議・検証していただくことが適切と考えるが、御意見については、関係団体等を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>管路が既に設置済みの場合、電力会社・N T Tに解放を要望したい。</p> <p>【理由】</p> <p>橋梁や道路鉄道横断時、C A T Vで管路敷設が事実上困難な場合には、電力会社/N T Tに積極的に解放するような施策が欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>なお、ガイドラインの運用実績に関する調査結果では、平成20年の電柱等の貸与のための調査申請件数（71万271本）に占める提供不可件数の比率は約0.18%（1301件）と昨年※に引き続き低率に留まっている。</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>管路貸し条件を緩和すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>管路徑に対して、占有面積を決めているが、ルートを確保する為、必要であるから。</p> <p style="text-align: right;">【C A T V事業者】</p>	<p>今後とも、調査結果を踏まえつつ、ガイドラインの運用実態に注視してまいります。</p> <p>※平成19年 0.18%（1312件）</p>	

<p>【御意見・御要望等】</p> <p>地下管路について開放すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>管路について6箇所申請を行なったが3箇所否となった。(既設通信線が無い管路は否となった。)</p> <p>【備考】</p> <p>否となった状況 2孔のうち1孔空1孔電力線であった。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>電柱への添架においては、設備改修工事完了日もしくは利用可能日の目安を開示すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>通信事業の提供検討に多くの時間を要し、設備保有通信事業者と公正な競争とならないため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第3条第5項において、「設備保有者は、設備の使用の申込みを承諾した事業者から使用可能時期の照会があった場合には、できる限り具体的な進捗状況、今後の見通し等を回答するように努めるものとする。」と規定している。</p> <p>具体的事例に関する対応の合理性に関しては、同項を踏まえ、事業者間で協議・検証していただくことが適切であると考えます。</p> <p>御意見については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>

4 定型的かつ反復して行われる設備使用の申込み(第3条の2)	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>各通信事業が公平な競争となるよう、設備保有事業者は貸出し手続きについて簡略化すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>通信事業の提供について、設備保有通信事業者と公正な競争とならないため。</p> <p>【備考】</p> <p>設備借用手続きに時間を要するため、設備保有事業者と通信事業の提供時間に差が出てしまう。 【電気通信事業者】</p>	<p>設備使用に関する手続きの簡素化については、第3条の2として、事業者から定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みを受けた場合又は受けると見込まれる場合には、設備保有者は手続きの簡素化及び効率化に努めること等を規定しているところ。</p> <p>また、第13条4項にて、必要な様式の種類や様式が申込窓口ごとに異なる場合には、申込窓口ごとに標準実施要領を作成し、公表するものと規定している。</p>
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>申請方法・様式等を、統一・簡素化すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>① 解除手続きが、事業者支社・支店単位で対応が異なることがある。申請書のフォーマット・提出物も異なっている。</p> <p>② 申請書のフォーマットや提出物に支店ごとに差異がある。</p> <p>③ 申請・回答に時間がかかっており、設備保有通信事業者と公正な競争とならないため。</p> <p>【備考】</p> <p>① 解除申請と解除処理の間に回答を受領するルールだが、支店からは回答が出来ないとの見解をもらっている。</p> <p>② 支店担当者の口頭指示に依存している。</p> <p>③ web申請・電子メール申請等が検討できないか。</p> <p>【電気通信事業者】</p>	<p>具体的な簡素化項目等に関しては、本項を踏まえ、まずは関係の事業者間で協議いただいた上で、検証を進めて頂くべき事項であると考えますが、総務省としても、今後ともガイドラインの運用の実態等を注視してまいりたい。</p> <p>なお、御意見の内容については、関係団体等を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>

<p>【御意見・御要望等】</p> <p>添架料の請求内容等を統一・電子化すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>① 現状、支店により請求内容・明細の様式が異なっている。 ② 明細が紙データとなっている場合、内容の確認に時間がかかる。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>支障移転時の通知方法の改善、及び通知方法を統一化して頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>① 支障移転時、 はよく周知忘れの傾向があり、近々で判明し緊急での対応を求められることが多いため。 ② 工事会社から直接通知される場合があり、事業者部署が明確でない場合があり、混乱するため。 ③ 発行者による通知書フォーマットの違いから、工事内容がわかりにくいことがあるため。 ④ 支障移転に対しできる限り迅速な処置をしたいため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p> <p>※黒塗部は、原文において、固有企業名が記載されている。</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>申請書類を簡素化、ペーパーレス化すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>申請書類が煩雑であるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>共架・添架申請の手続きが煩雑で時間がかかりすぎる。強度に影響を及ぼす幹線・T Oラインについては理解できるが、張力も弱い引き込み線の手続きについては簡略化すべきである。</p>	

【理由】

CATVの加入希望者に、工事までに時間がかかることを説明しても、理解が得られない、時間がかかるとアンテナを設置されて加入をキャンセルする事例が発生しているから。

【CATV事業者】

【御意見・御要望等】

東京電力（株）の場合　：　共架申請書類の簡素化

【理由】

可否判定、協議票、土地権利者承諾、本申請、契約書、竣工届等と書類が多いため。

【CATV事業者】

5 工事及び保守ルール(第5条)	
<p>電気設備の弊社巡視時に電気通信事業者の不良設備が多数発見され、都度、電気通信事業者に改修依頼を行っている。改修依頼に対し、電気通信事業者は責任を以って迅速な対応を行うべきである。</p> <p>【電力事業者】</p>	<p>具体的な事案についての対応については、まずは関係の事業者間で協議していただく事項と考える。</p> <p>なお、一般的には速やかに対応がされることが望ましいところであり、関係団体を通じて、設備利用者に伝えることとしたい。</p>
<p>お客さまや道路管理者要請による電柱移設工事の際に、通信設備保有者へ設備改修依頼を実施しているが、通信設備の維持管理責任が希薄な保有者については、対応して頂けない事例が散見される。そのため、電柱撤去が長期化し地権者や道路管理者へ著しく支障をきたしていることから、当社として緊急避難的措置を実施せざるを得ない状況がある。通信設備については、設備保有者側に維持管理責任があることから、このようなことを今後発生させない方策の検討をお願いしたい。</p> <p>【電力事業者】</p>	<p>第5条第1項により、設備保有者から提供された設備に敷設された伝送路設備の保守については、原則として設備保有者又は設備保有者が指定する者が行うこととされ、また、同条第3項において、保守の運用ルールは契約において明示することとされている。</p> <p>具体的な事案への対応に関しては、これらを踏まえ、契約当事者間で協議いただくことが適切であると考えますが、御意見の内容については、関係団体を通じて、設備利用者に伝えることとしたい。</p>
<p>弊社から電気通信事業者への改修依頼、管理にマンパワーを要しているが、本来電気通信事業者にて責任を以って巡視点検を行い、自主的に改修を実施すべきである。</p> <p>【電力事業者】</p>	
<p>通信設備設置後、公衆安全のため定期的な保守点検を実施すべきである。</p> <p>【電力事業者】</p>	
<p>工事基準の遵守及び共架設備の保守・点検を再徹底すべきである。</p> <p>【電力事業者】</p>	

<p>【御意見・御要望等】</p> <p>一般ポイントにおいて、設備改修が必要な場合は設備保有事業者が費用負担すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>設備保有事業者が添架ポイントを確保し、貸出可能な設備形成を行なうべきであるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第5条第4項において、「設備の改修工事を行う必要が生じる場合は、事業者に対し当該工事の設計及び施工に係る費用負担を求めることができる」と規定している。</p> <p>具体的な事案への対応に関しては、同項を踏まえ、まずは事業者間で協議いただくことが適切であると考えます。</p> <p>御意見の内容は、関係団体等を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>申請柱が改修工事が必要な場合、最初に共架申請した企業がすべて負担するのは納得できない。無償にするべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>2番目以降に共架する企業は無償になってしまう。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>電柱共架改修費用について、申請者負担費用を軽減するべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>電柱所有者設備（引込線、開閉器、引込箱等）の改修費用が申請者負担となっている。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>電柱所有者は電柱の移設要請があった際に、起因者に対して移設工事費等（ケーブル移設含む）を原則請求しているが、共架者のケーブル移設費用も合わせて請求すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>電柱所有者は共架者に対しては、無償での移設を共架契約条件にしているから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

<p>【御意見・御要望等】</p> <p>電柱の建替（改修）を定期的実施するべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>改修（建替）工事を行うことにより、改修工事の起因事業者のみならず、設備保有事業者や他の後発共架事業者にもメリットがあるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>個別の電柱の建替対応に要する期間の合理性に関しては、関係の事業者間で協議・検証していただくことが適切であると考えられる。</p> <p>御意見の内容については、関係団体を等通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
6 貸与の対価(第6条)	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>NTT地域殿の個別利用契約に係る管路使用料は、¥2,250/m（実績平均）と高額となっており、経営的にもかなりの負担となっております。このため、個別利用契約の使用料の引き下げについて検討していただくようご指導をお願いします。</p> <p>【理由】</p> <p>管路のリース費用の試算をすると、次のようになります。（試算例）</p> <p>建設費：¥300,000/条数：16条</p> <p>償却期間：25年（仮定）/保守管理費：20%</p> <p>¥300,000/16条/25年=¥750/m</p> <p>750*20%=150円/m</p> <p>リース原価¥750+¥150=¥900/m 運営費・諸経費及び利益を仮に50%と設定すれば、¥1,350/mと算定されま</p> <p>す。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>設備使用料は、第6条の規定により、公正妥当な方法により算定を行うこととしているところであり、個別の契約事案における設備使用料水準の合理性に関しては、同項を踏まえ、関係の事業者間で協議していただくことが適切であると考えます。</p> <p>なお、御意見の内容については、関係団体等を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>

<p>【御意見・御要望等】</p> <p>N T T 地域殿に対し、接続約款における管路の利用料金が適宜適切に適用されるようご指導いただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【理由】</p> <p>N T T 地域殿接続約款によれば、東京の平成 20 年度の料金は 655 円/m であり、現状の個別利用契約の使用料(実績平均¥2,250/m)と約 3 倍以上の開きがあります。また、個別利用契約によれば、契約期間中は、契約締結時の高いままの料金の適用を強制されているので改善を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>管路使用料については、更なる賃料の値下げをしていただきたい。また、契約期間が 5 年を越えた物件については賃料の改定を実施していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>電気通信事業者が管路方式・とう道方式を採用して電線を敷設する場合は、設備計画、長期に渡って管路を使用する為に現行の賃貸料は負担が大きい。契約年数増加に伴う賃料低減を望む。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>共架費用の低減</p> <p>【理由】</p> <p>① 1 本あたりの共架／添架費用が高額であり、事業者にとって負担が大きい</p> <p>② 調査費用が有料化されるケースが増えており、負担が大きくなってきていると共に、請求費用処理が追加されることにより、許可期間が長くなることも予想される。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>東京電力の電柱に添架を申請するときの可否判定ですが、今後有料化するそうです。いままで通り無料でやっていただきたいです。</p>	

<p>【理由】</p> <p>本数が多いと費用がかかるため</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>共架可否判定調査費用請求開始（H21. 1. 1申込分から適用：税込630円/本）の適用範囲について明確にするべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>新設共架について適用するのか？既設共架の移設については適用しないのか？等、適用範囲が明確になっていない。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>7 移転費用負担等(第7条)</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>電柱建替等に係る共架線移設に関して、工事準備が整った段階で移設依頼を送付すべきである。</p> <p>【備考】</p> <p>特定の公益事業者について、例えば移設希望日を8月として依頼書を送付されたが、実際に移設が可能となったのは、11月であり、差がありすぎる。この長期間、移設可能となったかどうかの確認を随時しなければならず、業務上支障がある。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第7条において、設備移転時の事前予告等は電柱の提供に係る契約において明示することとしており、同条を踏まえれば、契約上の問題として関係の事業者間で協議していただくことが適切であると考えられる。</p> <p>但し、御意見の内容については、関係団体等を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>移設に関して場合によっては、建柱の際に、関係企業と事前に調整をおこなうべきである。</p> <p>【備考】</p> <p>建柱位置によっては、既設ケーブルが電柱裏にまわり、張替が発生し、余計な費用が発生してしまうから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

8 設備の使用に当たっての遵守事項(第 10 条)	
<p>共架工事は実施されているが、完了届が速やかに提出されない場合が多く、各事務手続きを確実に実施願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>届出等の各種事務手続は迅速・確実に行われることが望ましいところであり、御意見は、関係団体を通じて、設備利用者に伝えることとしたい。</p>
<p>工事の着手届、完了届（共架物の移設依頼に対する完了報告も含む）の提出は、共架物の適切な管理に必要である。未提出の場合、連絡のうえ提出を促すこととなり、円滑な事務処理に支障をきたすため、遅滞なく確実に提出していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>共架工事の竣工後、竣工届けを速やかに提出すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>共架申請時の必要書類に不備、漏れが多く、書類の再提出等、当社からの回答までに余計な時間がかかっているため、申請書類は不備の無いよう適切に提出すべきである。（初回申込時に十分説明しているにもかかわらず、2回目以降の申込書にも不備がある事も多い）</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>計画変更による設備使用申込みの中止（一部中止を含む）が生じた場合は、速やかに連絡すべきである。（他の設備使用希望者への対応に支障をきたす）</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>電柱の離隔</p> <p>【備考】</p> <p>電柱共架で最近特に離隔を問われることがある。NTTが前に架線してしまうと、CATV側で対応できないことがある。NTTへ無駄な高さを採らないような指導が欲しい</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第 10 条において、設備の使用に当たっての遵守事項を規定している。また、同条第 2 項において、事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設するにあたり、設備関係法令等及び設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うものとされているところ。</p> <p>具体的な事案に関しては、同条を踏まえ、関係の事業者間で協議いただくことが適切であると考えます。</p>

<p>共架設備に施設する共架者表示札の破損、劣化等があり、共架設備の所有者特定に苦慮している。共架設備が多大となってきていることから、共架設備の維持管理を徹底願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第10条第2項により、事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を敷設し、又は設備を使用するに当たり、設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うこととされており、設備利用者は当該技術基準に従った施工をすることが望ましく、御意見の内容については、関係団体を通じて設備利用者に伝えることとしたい。</p>
<p>当社引込線設備新設後、事業者が通信設備を新設するケースが多く、その際電線間に所定の離隔が確保されない設備が散見される。こうした施工は、通信事業者側に起因していることから、基準を満たさない状態でも障害がでるとは考えにくいいため、基準緩和措置を通信事業者側で検討して頂きたい。もし、離隔不足により障害がでるのであれば、事業者による通信設備の維持管理責任のもと基準を遵守して頂きたい。現状は、当社側の費用負担で当社設備を改修している実態があります。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>電気通信事業者において、上空占有する土地所有者への承諾不備および近隣住民への工事説明が不十分な場合があります。電柱管理者側に土地所有者および近隣住民から苦情が来る場合が多々ある。上空占有する土地所有者への承諾および近隣住民への工事説明は、電気通信事業者の責任により確実に実施すべきであり、また、土地所有者および近隣住民からの苦情は電気通信事業者の責任において対応すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第10条第3項において、設備利用者は、伝送路設備が上空を通過する土地の所有者との間で、必要な調整を適切に進めることとしているところであり、同項を踏まえ、設備利用者においても適切な対応がされることが望ましく、御意見の内容については、関係団体を通じて、設備利用者に伝えることとしたい。</p>
<p>共架に伴う土地上空占有および工事実施について、事業者は地権者への説明・承諾を確実に実施すべきである。地権者からの苦情の第一報は、設備保有者に連絡がある事が多く、初期対応せざるを得ない場合がある。また、事業者と地権者間での共架物に関するトラブルがもとになり、地権者の不満が設備保有者に向けられることがあるため、事業者は責任をもって早急に対応すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>民有地内電柱共架の際、電気通信事業者による地権者承諾取得未済により、当社へ苦情が発生している。地権者への承諾は確実に取得すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>9 契約解除事由等(第11条)</p>	
<p>共架料金が長期にわたり未払いの事業者が発生している。今後改善が見られない場合当社は、共架契約を解除する考えを持っており、無断共架による事業継続となる前に監督官庁よりご指導をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>第13条第1項において、契約解除事由について規定しており、具体的な事案に関しては、同条を踏まえ、関係の事業者間で協議いただくことが適切であると考えます。</p> <p>御意見は、関係団体を通じ、設備利用者に伝えることとしたい。</p>

10 貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表(第 13 条)	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>共架申請に対する共架の可否に関してガイドライン等があれば知りたい。</p> <p>【理由】</p> <p>共架の可否に関するガイドラインを設計時の判断材料の一つとしたいため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第 13 条において、標準実施要領の作成・公表について規定しており、提供が拒否できる事由について記載することとしているところ。</p> <p>個別の記載事項の詳細等については、本項を踏まえ、関係の事業者間で協議いただくことが適切であると考えられる。</p>
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>費用額や規定、或いは共架申請に関わるルール（算出法）等が変更された情報は、速やかに情報提供してほしい。</p> <p>また、費用額変更になった場合、納付書だけでなく変更理由を添えて欲しい。</p> <p>【理由】</p> <p>費用額単価が変わることで、予算に影響があるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>御意見は、関係団体等を通じ、設備保有者に周知するとともに、総務省としてもガイドラインの運用実態を注視してまいりたい。</p>
11 一束化(第 14 条)	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>N T T 所有吊線の一束化を可能として頂きたい。</p> <p>【理由】</p> <p>① 特に短尺柱では、事業者の添架スペースがないので、迂回等の設計変更、場合によってはお客さまへ提供ができない。</p> <p>② N T T 所有の吊線に一束化を可能として頂いた場合、事業者の設計変更等の負担軽減に繋がり、お客さまへの早期提供が可能となる。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第 1 4 条において、電柱に係る伝送路設備の一束化に関し、一束化設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法について規定しているところであり、具体的な事案に関しては、同条を踏まえ、関係の事業者間で協議いただくことが適切であるとする。</p> <p>御意見の内容については、関係団体等を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>

【御意見・御要望等】

特に電力会社所有柱は、既設架空ケーブルの輻輳電柱スパン間等は、先行して電力会社主導で設備改修を含めた一束化を進めて頂きたい。

先行で電力会社に整備いただいたスパンについては、賃料の値上げで対応頂く等の手法も考慮する事とする。

【理由】

① 左記に伴い、電力会社に電柱借用のお話に行った際は、電気通信事業者自ら全ての架空輻輳区間の架空電線使用者に対して一束化協定書の締結をお願いしなければならず、多大な折衝時間が必要と成っている。

② また上記①に伴い、一束化協定書の締結後でないと電柱借用の許可が下りず、工事着手までに多大な時間を必要としている。

最終的に顧客の納期を遵守できない事が多々ある。

【電気通信事業者】

【御意見・御要望等】

N T T柱において、「補強条件での許可」を頂いた対象柱が補強不可（民地承諾N Gなど）となった場合に、N T Tは自社との一束化を特段の理由がある場合を除いては応諾すべきである。

【理由】

補強が出来ない場合は、補強せずとも添架できる方法をユーザ要望を叶える観点からも検討すべきであり、そこ解決策の一つとして「一束化」が有効な手段である。N T Tが一束化を許可する条件に、「補強が出来ないために電柱使用許可が出せない場合」を追加すべきである。

【備考】

最近、補強不可の電柱が増えており、ユーザ申し込みへの対応が出来ない状態が発生している。電話（光）と電気のみ設備されている。

【CATV事業者】

12 支線の共用(第 15 条)	
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>不平衡箇所における地支線利用を設備保有事業者との共用を許可するべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>先行設備保有事業者と設備共用する事により、通信事業の納期短縮を図れるため。</p> <p>【備考】</p> <p>地支線アンカーが加重に耐えられる場合を条件とする。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第 15 条において、支線を保有する者が、事業者から支線の共用の申込みを受けた場合の拒否事由について列記しているところ。</p> <p>また、同条第 2 項において、事業者からの支線の共用の申込みを拒否する場合には、その事業者に対し、拒否する理由を通知するものと規定されており、具体的な事案については、同項を踏まえ、まずは事業者間で協議いただくことが適切であると考えられる。</p> <p>御意見については、関係団体等を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】</p> <p>支線を設置する場合、電力、N T T 以外も支線設置することを考慮に入れて設置するように配慮すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>建柱済（N T T、四国電力 支線施工済み）の電柱に支線を追加で設置する場合について、折衝した場合、拒否される割合が多いから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
13 その他	
<p>共架申込み時の共架設備施設位置から変更が生じた場合に、電柱所有者への協議や連絡が無いまま、共架設備を施設する施工会社がある。共架申込みから変更事項が生じた場合の取扱いについて、施工会社も含めて徹底願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>設備の利用に当たっては、設備利用者側においても、各種事務手続の確実な実施や地域への配慮など、適切な対応がなされることが望ましく、御意見の趣旨は、関係団体を通じて、設備利用者に伝えることとしたい。</p>
<p>計画変更による設備使用申込みの中止が発生した場合は、速やかに連絡すべきである。（共架データの管理が仕掛かり状態となり、当社の共架管理及び他の設備使用希望者への対応に支障を来す。）</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>撤去完了後に設備（使用廃止）申込書を申請する場合や、当社からの工事着手承諾書交付前に、撤去工事に着手する場合があります、共架契約書に則り、工事着手承諾書交付後に着手すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	

<p>共架工事において、近傍お客さまより当社へ工事に関する苦情及び申し出（通行支障、騒音等）が発生している。よって、工事の際は地域への配慮が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 設備保有事業者は電柱における一般添架ポイントを常に確保すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>① 通信事業の提供について、設備保有通信事業者と公正な競争とならないため。 ② 設備改修に時間を要するため、設備保有事業者と通信事業の提供時間に差が出てしまい公正な競争とならないため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>新たな添架ポイントの開放や添架ポイント利用の優先順位等については、エリア毎、設備保有者毎に状況が異なっていることから、まずは関係の事業者間で協議いただくことが適当と考える。</p> <p>なお、御意見の内容については、関係団体等を通じて、設備保有者に伝えることとしたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 電柱共架申請時の共架ポジションが他社共架によりなくなるケースがあるので、申請時の共架ポジションは確保すべきである。</p> <p>【理由】 共架ポジションがなくなる事により、申請時の設計とは異なった施工を行わなければならなくなり、お客様へのサービス提供が遅れるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱への添架において電柱強度計算に必要な条件を開示すべきである。</p> <p>【理由】 添架申込事業者による添架の可否判断が可能となり、早期に通信事業提供判断が行なえるため。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>第3条第1項第5号において、設備保有者の技術基準に適合しない場合等には、設備使用の申込みに対して拒否し得ることとしているところ。</p> <p>技術基準の詳細の合理性に関しては、設備保有者が最も知悉していると考えられ、設備利用者の個別の要望と照らし合わせ、事業者間で十分に協議・検証していただくことが適切であると考えますが、御意見は、関係団体等を通じて設備保有者に伝えることとしたい。</p>

<p>【御意見・御要望等】 管路利用において多条敷設用のインナーパイプの使用許可をするべきである。</p> <p>【理由】 管路の占有率を下げるにより通信ケーブル増設が可能となり、申込者・設備保有事業者とも設備の効率的な利用が可能となるため。</p> <p>【備考】 例：Maxell 製（ケーブル多条敷設フレキシブルインナーダクト）</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>また、総務省としても、ガイドラインの運用実態に注視してまいりたい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 公益事業者の電柱の強度設計については、他事業者への設備提供を前提に行うべきである。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 強度不足による建替等で設備提供までに長時間を要するため。 ② 分譲地等の民地内に新たに支線を打つことが困難であり設備提供までに長時間を要するため。 <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 強度不足の改善</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 他事業者の添架に対する強度許容値が低く、添架申込時に強度不足による改修工事が頻発しているから。 ② 強度不足による支線や支柱の追加設置が必要となることがしばしばあるが、追加設置は用地確保が困難であるから。 ③ 顧客要望に応えられない顧客に対し明確な回答が出来ずクレームに繋がる事がある。 <p>【備考】</p> <ol style="list-style-type: none"> ③ 顧客敷地内、新設柱（小柱等） <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

<p>【御意見・御要望等】 管路の情報の公開及び開放と管路借用料金の低減</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 空き管路の情報を問い合わせた場合物件ごとで調査費がかかり、時間もかかる。 ② 支障物に遮断されエリア展開できない。 ③ 追加施工はほぼ不可能であるため。 ④ ランニングコストが掛かりすぎる（金額が高い為借用できないケースがある）。 <p>【備考】</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 高速道路橋脚等支障物回避の為の管路（サイホン）。 ④ 地域によって価格差がある。 <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>第12条において、事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、原則として、使用可能状況について回答を行うこととしている。</p> <p>また、設備使用料は、第6条の規定により、公正妥当な方法により算定を行うこととしているところであり、個別の契約事案における設備使用料水準の合理性に関しては、同項を踏まえ、関係の事業者間で協議していただくことが適切であると考えます。</p> <p>本件については、同項等を踏まえ、ひとまずは事業者間で協議いただく事項と考えるが、御意見の内容については、関係団体等を通じて設備保有者に伝えるとともに、総務省としても今後のガイドラインの運用実態を注視したい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 電柱移転等の情報を詳細に連絡すべきである。</p> <p>【理由】 建柱日が不明であったり、おおまかな予定のまま連絡がくるので工事予定がたたない為。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	<p>御意見については、まずは関係の事業者間で協議いただくことが適当と考える。</p> <p>なお、御意見の内容については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えるとともに、総務省としても今後のガイドラインの運用実態を注視したい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 請求書送付と入金期限の猶予期間の延長を希望する。</p> <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 請求書到着から入金処理まで約10営業日必要なため。 ② 請求書に明細がないため、問い合わせを行っても担当者不在等で支払いが遅滞してしまうため。 <p>【備考】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 書類発行日から入金日までの期間を最低3週間は頂きたい。 ② 市長村合併等で昨年度の実績が紐付かないものが多く時間のロスになる。 <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	<p>御意見については、まずは関係の事業者間で協議いただくことが適当と考える。</p> <p>なお、御意見の内容については、関係団体を通じて、設備保有者に伝えるとともに、総務省としても今後のガイドラインの運用実態を注視したい。</p>
<p>【御意見・御要望等】 同一電柱に複数事業者が共架する場合、先行事業者が負担金を負担することとなるが、後続事業者も応分の負担をすることが望ましい。</p>	

<p>【理由】 設備負担の公平化。</p> <p>【備考】 貸し出し側と利用者側双方の合意スキームが必要。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 共架に伴う装柱金具等を申請事業者側で取付させるべきである。</p> <p>【理由】 電柱管理者側で装柱金具を設置した場合は、申請事務処理が増えるばかりでなく、設置時間がかかるため、当社側の架線工事着手までに時間を用し予定日までのサービス提供が不可能であるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 小柱にプレートをつけるべきである。</p> <p>【理由】 東京電力小柱とNTT小柱の切り分けが難しいから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱の譲渡（東電→NTTなど）があった場合、譲渡先への電柱申請を簡略化すべきである。</p> <p>【理由】 一度、許可が下りているので最初から書類を提出する必要はないと思う。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 NTT柱への電源供給器の添架を認めて欲しい。</p> <p>【理由】 団地内全てが、NTT柱の場合が有り、設置場所が確保出来ない。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

<p>【御意見・御要望等】 ケーブル敷設ルートが限定される路地や山間地等の電柱は、CATV等の小条数添架を見込んで建柱して欲しい。</p> <p>【理由】 添架不可になると、電柱改造はコスト的に合わず、自営柱は建柱場所がない。加入希望が有っても対応出来ない。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>地上デジタル化に伴い、電気通信事業者の設備残置が懸念される。総務省からも電気通信事業者に対して、地上デジタル化に対応した設備改修を実施するようご指導いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	<p>本ガイドラインは公益事業者（電気通信事業者、電力事業者、鉄道事業者）が保有する電柱、管路その他の設備の利用等について規定するものであり、御意見・御要望についてはガイドラインとの関連性がないと考える。</p>
<p>当社に許可無く無断で敷設している電気通信業者への行政指導対応を要望。</p> <p style="text-align: right;">【電力事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電力柱への共架物件（携帯電話無線基地局）で道路管理者から占用の許可が出ない。（N市）</p> <p>【理由】</p> <p>① N市の「道路の占用の許可基準を定める要綱」に「第22条 携帯基地局の設置については地下の占用物件の管理者の許可を得ること。」とあり、「地下街は可能で道路はは不許可とする」条文があり市に確認するもダメの回答。</p> <p>② 同要綱でPHS無線基地局の設置は電柱等も可能である。（第21条）</p> <p>③ 同要綱でCATV関係機器類の既設電柱への取付・地上占用も可能である。（第4条）</p> <p>【備考】 携帯基地局もPHS同様のサイズまで小型化が図られたため、電力柱取付も②③と同様に占用可能となるよう、要綱の条文改定をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	

<p>【御意見・御要望等】 占用許可申請に関する事務処理を簡略化して頂きたい。</p> <p>【理由】 道路占有許可申請書において自治体毎に様式や提出書類、費用が異なり、その都度確認や調査が必要になるため。また占有期間(最大期間)についても統一をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 無電柱化、支障移転等の通知について、添架している事業主のみに限らず IRU 権を持つ事業者にも拡大して頂きたい。</p> <p>【理由】 I R U 権者には何ら連絡配慮が無く、無電柱化、支障移転が進み IRU 権者の事業計画に大きな影響が出ているため。</p> <p>【備考】 支障移転等が発生した場合、IRU 権を持つ事業者は、ケーブル所有者からの配慮が無い限り事態を知らされない。</p> <p style="text-align: right;">【電気通信事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電力柱への管路立上げを基本的に許可すべきである。</p> <p>【理由】 電線共同溝整備では側道へ埋設管を立ち上げる必要があるが、新たに電柱を建てると共同溝路線のみが美化され近隣住民の反発を買うことになる。よって、官地に既存電力柱があるならば電力管立ち上げ数を最少とし、出来る限り他者の埋設管立ち上げに配慮すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電線共同溝からの電柱引き上げ管及び引き込み管（民地内まで）担当行政で費用負担すべきである。</p> <p>【理由】 民間企業としては投資規模より費用対効果が見込めないから。</p> <p>【備考】 補償費制度の見直しが必要と思います。</p>	

<p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p> <p>【御意見・御要望等】 地下埋設時に補助金等のご配慮を頂きたい。</p> <p>【理由】 道路法による強制執行時には、管路については共同溝等により費用が安価になっているが、既に敷設済みのケーブルの切り替えについては、全額企業者負担のため。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電柱は公共のものであり、電力・NTT以外の会社も使用することがあることを周知すべきである。</p> <p>【理由】 電柱が民地に建っている場合は地権者に了解を得てから工事する流れになっていますが、同意を得られずやむを得ず提供エリア外となる場合があるから。電気・電話は良いが他はダメと断られたことがあるから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 電線共同溝構築に伴う連系設備管路立ち上げを電力柱にも許可すべきである。</p> <p>【理由】 連系管路立ち上げ柱が、各事業者毎に必要となるため、何本も建柱されることから美観上、費用等の問題が発生するから。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	
<p>【御意見・御要望等】 無電柱化計画道路沿いの地権者は建替え等の理由により、CATV線の再接続費用負担について不安をもっている。</p> <p>【理由】 東電・NTTと異なり地権者事由による引込管路再接続費用は当事者に負担していただいている。道路管理者の無電柱化計画に対する金銭問題（管路敷設費用）・計画遅延のPRが沿道住民に不十分であるから。また、計画竣工後に更地から建設された場合、費用負担について問題となる。</p> <p style="text-align: right;">【CATV事業者】</p>	

【御意見・御要望等】

管路必要時に申請手続き内容が多量にあることで、管路工事までの時間を要してしまう。

【理由】

所轄機関の申請フォーマットが統一されていない現状がある。一案件の工事について各所轄機関へ内容確認が必要であるから、各所轄別に記載方法も変化し、申請手続きが多量になってしまう。

【CATV事業者】